

★「介護保険のしおり」変更箇所

①2026年4月1日～ 制度改正により所得区分の要件に変更があります。
介護保険料の所得段階を決定する際の基準額が82万6,500円に変更されます。
なお、保険料率、保険料額の変更はありません。

【変更箇所】

○30、31ページ

変更前		変更後	
合計所得金額※2 (特別控除後※3) － 課税年金所得額※4 ＋ 課税年金収入額※5	80万円以下	82万6,500円以下 82万6,500円超120万円以下 120万円超	
	80万円超120万円以下		
	120万円超		
合計所得金額※2 (特別控除後※3) － 課税年金所得額※4 ＋ 課税年金収入額※5	80万円以下	82万6,500円以下 82万6,500円超	
	80万円超		

○33ページ

変更前			変更後		
生活保護受給者等		第1段階	生活保護受給者等		第1段階
老齢福祉年金受給者			老齢福祉年金受給者		
合計所得金額 －課税年金所得額 ＋課税年金収入額 (特別控除後)	80万円以下	第1段階	合計所得金額 －課税年金所得額 ＋課税年金収入額 (特別控除後)	82万6,500円 以下	第1段階
	80万円超 120万円以下	第2段階		82万6,500円 超 120万円以下	第2段階
	120万円超	第3段階		120万円超	第3段階
	80万円以下	第4段階		82万6,500円 以下	第4段階
	80万円超	第5段階 (基準額)		82万6,500円 超	第5段階 (基準額)

②2024年7月15日～ 南大谷の住所表記に変更があります。

ページ	箇所	変更前	変更後
43	所在地	南大谷あんしん相談室 南大谷205-1-2	南大谷あんしん相談室 南大谷4-7-23

③2024年8月5日～ 厚生労働省通知により、事業名称に変更があります。

ページ	箇所	変更前	変更後
27	総合事業の構成	①介護予防・日常生活支援サービス事業	①サービス・活動事業

④2024年12月2日～ 必要なものに変更があります。

ページ	箇所	変更前	変更後
8	必要なもの	第1号被保険者・・・介護保険被保険者証・健康保険被保険者証の写し 第2号被保険者・・・健康保険被保険者証の写し	介護保険被保険者証 ※第1号被保険者および要介護(要支援)認定を受けている第2号被保険者

★「介護保険のしおり」変更箇所

- ⑤2026年8月1日～ 制度改正により所得区分の要件に変更があります。
介護保険負担限度額認定を決定する際の基準額が82万6,500円に変更されます。
なお、資産区分の要件(預貯金額)に変更はありません。

【⑤変更箇所】

22ページ

変更前		変更後	
所得要件	資産要件(預貯金額)	所得要件	
・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	本人1,000万円(夫婦の合計2,000万円)以下	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	
・本人の年金収入などが80万円以下	本人650万円(夫婦の合計1,650万円)以下	・本人の年金収入などが82万6,500円以下	
・本人の年金収入などが80万円超120万円以下	本人550万円(夫婦の合計1,550万円)以下	・本人の年金収入などが82万6,500円超120万円以下	
・本人の年金収入などが120万円超	本人500万円(夫婦の合計1,500万円)以下	・本人の年金収入などが120万円超	

- ⑥2026年8月1日～ 制度改正により収入区分の要件に変更があります。
高額介護サービス費を決定する際の基準額が82万6,500円に変更されます。

- ⑦負担上限額の印字に誤りがありました。

収入要件が課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の場合の負担上限額を、140,110円から140,100円に修正します。

【⑥⑦変更箇所】

24ページ

変更、修正前		変更、修正後	
収入要件	負担上限額	収入要件	負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,110円(世帯)	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(約1,160万円)未満	93,000円(世帯)	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)	市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯員全員が市民税非課税	24,600円(世帯)	世帯員全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
「年金収入＋その他の合計所得金額(合計所得金額－年金所得)－分離譲渡所得にかかる特別控除額」が80万円以下の方	15,000円(個人)	「年金収入＋その他の合計所得金額(合計所得金額－年金所得)－分離譲渡所得にかかる特別控除額」が82万6,500円以下の方	15,000円(個人)
	15,000円(個人)		15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)	生活保護受給者	15,000円(個人)